

# こむ1会 会則

## 【名称】

第1条 本会を「こむ1（ワン）会」と称する（以下、本会と称する）。

## 【目的】

第2条 本会は（公財）プラザ・コムが掲げる「ぷらざこむ1の願いと目的」※に賛同し、誰もが住みやすい街や社会づくりに寄与することを目的とする。

※ ぷらざこむ1の願いと目的

「すべての人にとって暮らしやすい街や社会を、ボランティアの力によってつくること。」

## 【活動】

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次の活動を行う。

- ① ぷらざこむ1を核とした、つながりづくりを促進するための活動
- ② ぷらざこむ1の運営に関する主体的な活動

## 【事務局】

第4条 本会の事務局はぷらざこむ1内におく。

## 【会 員】

第5条 本会の会員は次の者とする。

- ① 入会届を提出したぷらざこむ1 利用登録グループに所属する者
- ② 第2条に賛同し、こむ1会に入会届を提出したぷらざこむ1 利用未登録のグループまたは個人

## 【運営委員】

第6条 本会の円滑な運営を図るため運営委員を選任する。

- 2 運営委員は、運営委員会に出席する。
- 3 運営委員は、第11条3項に定める事項についての実務を行う。

## 【委員の選任と任期】

第7条 委員は、会員の中から25名を選任し、総会で承認を受ける。選任方法は、細則で定める。

- 2 任期は2年とする。
- 3 欠員が生じた場合は、必要に応じて後任者を選任することができる。  
その任期は前任者の残任期間とする。

## 【役員】

第8条 本会には、次の役員をおく。

- |       |    |                               |
|-------|----|-------------------------------|
| 代 表   | 1名 | 本会の運営を統括する                    |
| 副 代 表 | 2名 | 代表を補佐する                       |
|       |    | 代表に事故があるときは、副代表の合議により代表代行を決める |
| 会 計   | 1名 | 本会の会計にあたる                     |
| 会計監査  | 2名 | 本会の会計監査にあたる                   |
| 総 務   | 2名 | 本会の庶務全般にあたる                   |

- 2 運営委員会は、運営委員の中から役員を増員することができる。

## 【役員を選定】

第9条 役員は運営委員の中から運営委員による互選で選出する。

## 【役員任期】

- 第10条 役員任期は1年とし、再任は妨げない。
- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 増員により選任された役員任期は、直近の定時総会までとする。
  - 4 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

## 【運営委員会】

- 第11条 本会の円滑な運営を図るため運営委員会を置き、第6条で定める運営委員により構成する。
- 2 運営委員会は公開で行う事を原則とし、代表の招集により月1回以上開催する。
  - 3 運営委員会は本会に諮るべき課題の整理・審議・決定や活動の企画立案を行う。
  - 4 運営委員会は必要に応じて小委員会等をつくることができる。
  - 5 運営委員会の議決は、出席委員の過半数以上の賛同をもって成立する。
  - 6 (公財)プラザ・コムおよび宝塚市社会福祉協議会宝塚ボランティアプラザ zukavo は、議決権のないオブザーバーとして運営委員会に出席する。

## 【総会】

- 第12条 総会は次の事項について決議する。また総会の進行のため議長を選出する。
- ① 会則の変更承認
  - ② 運営委員の選任および解任
  - ③ 活動報告および会計報告と承認
  - ④ 活動計画および予算計画と承認
- 2 定期総会を毎年度1回、開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。
  - 3 総会は運営委員会の決議に基づき本会の代表によって招集する。
  - 4 総会は本会の会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任した会員は出席とみなす。
  - 5 本会の議案は出席者の過半数の賛同をもって成立したものとする。

## 【会計】

- 第13条 本会の会計は次の通りとする。
- ① 会の運営のため会費を徴収する。寄付等を受けた時は収入に充てる。
  - ② 会計年度は毎年8月1日から翌年7月31日までとする。
  - ③ 新年度にもかかわらず予算が成立していない時は、予算の成立まで運営委員会の議決を経て、前年度予算に準じて支弁することができる。
- 2 年会費は1人あたり50円とし、グループに所属する会員はグループ毎に一括納入する。

## 【雑則】

- 第14条 会則の変更は、総会の議決による。
- 2 本会則の下に、細則（運営上の諸規則）を設けることができる。
  - 3 細則は、運営委員会の議決により新設および改廃ができる。

## 【附則】

- 1 本会則は平成24年8月25日から発効する。
- 2 平成25年8月24日に会則改訂
- 3 平成26年8月23日に会則改訂
- 4 令和3年8月28日 第2条及び第3条の一部改定を行った。
- 5 令和4年9月3日 第5条以下の全面改定を行った。